

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和7年7月3日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

田中 庄司

- 1 選挙長
吾川郡いの町 田中 庄司
- 2 選挙長職務代理者
高知市 小笠原 一真